

平成 27 年度事業報告

平成27年度は、平成26年12月に施行された改正行政書士法に基づく特定行政書士法定研修（以下「法定研修」という。）が初めて実施され、2,428名の第一期特定行政書士が誕生しました。平成28年1月には特定行政書士の誕生を記念して、新年賀詞交歓会とともに特定行政書士誕生記念式典を併催し盛大にPRを行いました。行政不服申立代理業務という新たなフィールドへの門戸が開き、いよいよ実務において特定行政書士の活躍が期待されるところです。法制定65周年を迎えた行政書士制度の歴史の中において、まさしく「行政書士制度の飛躍の年に」という平成27年度事業のテーマにふさわしい記念すべき一年となったのではないのでしょうか。

これまで関与できなかった紛争性のある事案を取り扱うことができるようになったことは、行政書士の社会的地位の向上、行政に関する手続きの円滑な実施や国民の権利利益の救済につながるものでありますが、同時により高い倫理観と実務スキルが要求されることとなります。今回の研修実績の分析や今後の行政不服申立代理業務の受託状況等を勘案し、適宜研修内容等の見直しを図りつつ、引き続き、特定行政書士の養成と資質の向上に努め、社会に必要とされる特定行政書士制度の確立を目指してまいります。

平成27年度の重点課題について、以下に報告いたします。また、各部・委員会等の事業については、各々の報告を後述いたします。

<重点課題>

1. 特定行政書士法定研修の実施

総務省、日本弁護士連合会、学識者等の協力を得て、カリキュラムの策定、テキスト及び考査問題の作成等法定研修に係る諸準備に対応するとともに、各単位会の協力を得て、47都道府県において考査を含めた法定研修を実施、全国に2,428名の特定行政書士を輩出しました。あわせて、法定研修の実施に先立ち、予備知識の習得のためのプレ研修を企画運営するとともに、特定行政書士の実務スキル向上のためのブラッシュアップ研修を開催し、特定行政書士に関する研修制度の充実を図りました。

また、法定研修制度のあり方について再考するとともに、平成28年度以降の研修事業の円滑な実施方について検討しました。

2. 法改正の推進

行政不服申立代理権の付与に係る法改正が成立したことを踏まえ、今後の行政書士制度の維持発展に向けた法改正について検討しました。行政不服申立代理権の付与に次いで大きな目標であるADR代理権の獲得については、中長期的な視野に基づいて対応を図るべき項目として、また、制度の基盤強化に係る行政書士法の目的規定の整備や聴聞又は弁明の機会付与に係る代理手続きの制限の解除については、時機を捉え対応を図るべき項目として、一人法人制度や本会・単位会の目的規定の整備とともにそれぞれ重点項目とすることを理事会にて決議いたしました。

3. 業務環境の確立

「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」の適用拡大に係る対応について、行政書士法第19条及び同法施行規則第20条改正に関し断固反対の姿勢を貫くことを改めて理事会に

て確認し、内外に本会の見解を表明しました。また、法律関係に関する文書の作成を司法書士の業務として位置付けるとする司法書士法の一部改正についても理事会にて反対決議を行い、関係各所への働きかけを進めています。

中小企業支援については、平成27年度で4回目となる中小企業支援フォーラムを開催するとともに、知的資産経営WEEK2015の一環として知的資産経営コンテストを開催し、中小企業支援に係る行政書士の実務スキルの高さをアピールしました。引き続き、行政書士の実績を広く周知し、新規業務開拓につながるよう先駆的な事業を企画してまいります。

総務省及び国土交通省が推進している空き家対策においては、相続関係説明図や契約書の作成等、不動産の得失に関わる書類作成の能力や経験を有する行政書士がより一層活用されるよう、自治体が設置する協議会の構成員に行政書士が参画し得ることを確認し、各単位会に対応推進を呼びかけました。同様に国土交通省による所有者不明土地対策においても行政書士の活用を求め、同省が公表したガイドラインに掲載されるとともに、特に戸籍調査の民間委託等においてはそれを本来業務とする行政書士を第一に活用されること等を各党議員連盟関係議員に要望しました。

社会貢献の一環として取り組んでいる成年後見制度については、（一社）コスモス成年後見サポートセンターと連携してシンポジウムを開催し、また成年後見制度利用促進法において行政書士の活用を求めるなどその普及活動に努めました。

技術の進歩とともに国民のニーズも変化し、サービスの多様化が急速に進む時代にあって、行政書士制度は今までになく職域侵食の危機に晒されていると言えます。今後は他土業の動向を注視するだけでなく、民間が実施する行政手続代行サービス等の拡大にも注目し、行政書士業務に重大な影響を及ぼすような動きに対しては毅然とした対応を図る必要があります。また一方で、時代の変革に向き合い、多種多様なビジネスモデルと共存できる制度の未来像を描きつつ、自らの権益のみに執着することがないよう柔軟な思考を持って対応することも重要であると考えて、会員の業務環境の改善に資するべく業際問題等への有効な対処方について検討を進めました。

4. 業務執行体制・組織の見直し

各業務部において所管する業務量に不均衡が生じていることや各業務部の名称が対外的に不明瞭であること等を理由として、各業務部の名称及び所管業務等の見直しについて具体的に検討しました。

また、行政書士制度の調査研究を担う専門的な部署として、制度調査室の創設を検討し、その準備組織として行政書士制度調査委員会を設置すべく規則の整備等を進めました。

以下、各部・委員会等の進捗状況について報告します。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 職務上請求書関係規則等の改正

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正案を策定し、平成 27 年 12 月 9 日に法規監察部と合同会議を開催して検討した。

(2) コンプライアンスの確立

(独) 国民生活センターからの「行政書士の消費者トラブル」に関する要望を受け、適正な広告表示に関する会員指導を各单位会宛に周知した。

また、職務上請求書の適正な使用及び管理の徹底についても、「月刊日本行政」及び本会ホームページにて、会員周知を行った。

さらに、各单位会からの職務上請求書の適正使用等に関する照会に対応した。

(3) 行政書士証票の更新制に向けた検討調整

特定行政書士付記の行政書士証票の発行等が優先的対応事項であったことから、更新制についての検討調整は見送った。

(4) 業務執行体制の見直し

行政書士制度あり方検討委員会が作成した業務執行体制の見直しに係る第二次答申について関係規則の見直しを含めて検討を図った。

(5) 東京都戸籍住民基本台帳事務協議会との協議

平成 27 年 9 月 29 日に東京都板橋区戸籍住民課担当者と適正な職務上請求について意見交換を行った。

2 法教育の調査研究及び推進

平成 28 年 2 月 19 日に岩手会が小学生向けに実施した「法教育」の現場視察を行い、視察結果等を集約した。

3 諸会議の開催

<定時総会>

平成 27 年 6 月 18・19 日、シェラトン都ホテル東京（東京都港区）において、役員等 73 名、代議員 226 名の合計 299 名の出席のもと、定時総会を開催した。

<理事会>

平成 27 年 4 月 22・23 日、7 月 22・23 日、11 月 11・12 日、平成 28 年 1 月 21 日に理事会を開催した。

<正副会長会>

平成 27 年 4 月 21 日、5 月 7 日、6 月 4 日、6 月 17 日、6 月 19 日、7 月 3 日、7 月 22 日、8 月 6 日、9 月 3 日、10 月 1 日、10 月 22 日、11 月 10 日、12 月 3 日、12 月 18 日、平成 28 年 1 月 20 日、2 月 4 日、3 月 3 日、3 月 24 日に正副会長会を開催した。

<常任理事会>

平成 27 年 4 月 21・22 日、5 月 7・8 日、6 月 4・5 日、6 月 17 日、7 月 23 日、8 月 6・7 日、9 月 3・4 日、9 月 9 日、10 月 1・2 日、10 月 22・23 日、11 月 10・11 日、12 月 3・4 日、12 月 18 日、平成 28 年 1 月 21 日、2 月 4・5 日、3 月 3・4 日、3 月 24・25 日に常任理事会を開催した。

<会長会>

平成 27 年 9 月 10 日に、道後温泉ホテル椿館（愛媛県松山市）において会長会を開催した。「各単位会における無資格者排除に向けた取組みについて」「法教育への取組みについて」「官民からの業務受託の実態について」をテーマとし、意見・情報交換を行った。

4 顕彰（式典等）の実施

（1）黄綬褒章

平成 27 年 4 月 29 日に 10 名が受章し、5 月 15 日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

（2）総務大臣表彰

平成 27 年 6 月 18 日、定時総会に先立ち、総務大臣表彰受賞者 32 名に対し、表彰状授与式を挙行した。

5 新年賀詞交歓会の開催

平成 28 年 1 月 22 日、ANA インターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において、国会議員・省庁関係者等の来賓及び役員・会員約 600 名の出席のもと、日政連と共同で開催した。

6 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

平成 27 年 9 月から 11 月にかけて 8 地方協議会と連絡会を開催して、本会及び各単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて平成 28 年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申し送りを行った。

7 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規業務開拓等の促進対応として、地方協議会に交付金を支給した。

8 報酬額統計調査の実施

報酬額統計調査規則に基づき、平成 28 年 1 月 1 日現在行政書士会会員であり入会后 5 年を経過した会員の中から、単位会ごとに無作為抽出した 20%の会員を対象に 285 業務を調査対象項目として報酬額統計調査を実施した。

9 マイナンバー制度への対応

特定個人情報保護方針（準則）及び特定個人情報保護規則（準則）を各単位会宛に周知し、マイナンバー制度の開始に向けた準備対応を図った。

10 他の部の所管に属さない事項への対応

総務省行政管理局からの「改正行政不服審査法に基づき地方公共団体に設置される第三者機関の委員候補者等の相談窓口設置依頼」等の案件に対応した。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

（1）予算・決算の適正管理に努めた。

(2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。

2 行政書士会館（東京都目黒区青葉台）の管理運営

(1) 行政書士会館諸設備の老朽化箇所について、適宜補修処置を実施した。

(2) 行政書士会館の老朽化における雨漏り発生を受け、大規模修繕工事を行った。

3 マイナンバー対応

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行を受け、本会の諸規則について関係部署と協議を行った。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部事業に関する案件やより効果的な広報活動について、検討した。

2 「月刊日本行政」の発行

(1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに会員に対し、迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各単位会の取組み事例等を中心に誌面を編集した。また一般向けの行政書士業務紹介記事等も掲載し、より身近で実用的な行政書士の広報誌を目指し制作した。月平均 40 頁、46,000 部を印刷し、会員各位や国会議員及び関係機関等へ送付した。

(2) 「月刊日本行政」の発行にあたっては、(一財)日本宝くじ協会より助成金を受けていることから、H27.4月号(No.509)よりH28.3月号(No.520)まで、「この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。」の文言を掲載した。

3 行政書士制度 PR ポスターの作成

(1) 日本体育大学児童スポーツ教育学部助教の田中理恵さんをモデルに起用し、行政書士制度 PR のためのポスターを作成し、各単位会・関係機関等へ配付した。

(2) ポスターモデルの田中理恵さんを定時総会にお招きし、挨拶をいただいた。

4 行政書士制度 PR 事業

(1) 平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後援を得て全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち各単位会に宛て「平成 27 年度行政書士制度広報月間の実施について」(平成 27 年 8 月 5 日付・日行連発第 368 号)を発信するとともに、報道機関約 90 社に報道リリースを送付した。

(2) 定時総会、特定行政書士誕生記念式典・新年賀詞交歓会において、本会公式キャラクターであるユキマサくんが登場し、会場を盛り上げた。また新年賀詞交歓会においては、ユキマサくんの焼き印の入った祝い枰を来賓等に配付した。

(3) 最寄駅（東京メトロ日比谷線：神谷町駅）構内に行政書士制度を PR する看板を設置した。

5 インターネットによる広報活動

- (1) サイト構成の整理、コンテンツ内容の充実、会員サイトへログインする際のセキュリティ強化を図るため、関係部署の意見・要望等を踏まえ、本会ホームページ及び会員サイトのリニューアルや運用改善を行い、平成 28 年度の運営に係る経費や負担の合理化を図った。
- (2) 行政書士制度広報月間及び行政書士記念日に本会ホームページの一般向けページに専用のビルボードを作成・掲載し、各単位会の取組み事業を紹介した。

6 会報の一部電子化検討

平成 26 年度に実施した会員の意識調査に関するアンケート結果を受け、会報を電子媒体で発行することについて、検討した。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

(1) 単位会からの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究の上、回答した。

- ①行政書士法人の任意後見人適格について（神奈川会）
- ②行政書士たるにふさわしくない重大な非行とする判断基準についての照会（富山会）
- ③行政書士法第 19 条第 1 項に関する疑義について（茨城会）
- ④特定行政書士に関する法律の解釈について（島根会）
- ⑤遺言執行者（行政書士）の所有権移転登記申請について（秋田会）
- ⑥行政書士以外が行うことができる農地転用手続について（愛知会）
- ⑦特定行政書士の業務について（岐阜会）
- ⑧経営革新等支援機関制度について（広島会）

なお、回答には至らなかったものの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き平成 28 年度においても検討の上、回答を行うこととしている。

⑨行政書士以外の者が、業として住民票の取り寄せの代理をすることの可否について（愛知会）

(2) 各部・委員会からの下記検討依頼等について、会長より諮問を受け、調査研究の上、答申した。

- ①行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正について（登録委員会）
- ②「ユキマサくん」と愉快な仲間たちの利用に関する規定（案）の法的整合性について（広報部）
- ③行政書士登録事務取扱規則、行政書士法人届出事務取扱規則及び登録委員会規則の一部改正について（登録委員会）
- ④システム構築委託契約書（案）のリーガルチェックについて（登録委員会）
- ⑤いわゆる「三六協定書」の作成業務について（第一業務部）
- ⑥申請取次届出行政書士実績報告書に係る照会について（申請取次行政書士管理委員会）
- ⑦行政書士証票の作成に関する業務委託・機密保持各契約書及び同意書について（登録委員会）
- ⑧行政書士会（単位会）として「自動車保管場所調査業務受託」の是非について（第一業務部）
- ⑨事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則の一部改正（案）について（総務部）
- ⑩行政書士倫理の法令上の位置付けについて（総務部）
- ⑪マイナンバー制度対応に係る関係規則案について（総務部）
- ⑫日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正（案）について（総務部）
- ⑬日本行政書士会連合会行政書士制度調査委員会規則（案）について（総務部）

⑭行政書士の自賠責保険請求と弁護士法第 72 条違反について（第二業務部）

⑮「認定特定非営利法人としての認定を受けるための申請書」いわゆる認定 NP0 申請の書類作成業務について（第二業務部）

⑯中小企業診断士による経営状況分析申請用財務諸表作成の可否について（第一業務部）

⑰日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正案について（経理部）

また、総務部から検討依頼があった下記案件について、総務部と合同会議を開催し協議を行った。

⑱職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）（総務部）

なお、答申には至らなかったものの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き平成 28 年度においても検討の上、答申を行うこととしている。

⑲職務上請求書及び補助者に関する照会について（総務部）

⑳補助者に関する法規的照会について（総務部）

（3）上記の他、外部からの照会に対し、特に法規監察部に割り振られた案件について、調査研究の上、回答した。

（4）諸法規の調査研究の一環として、（株）ジー・サーチの判例検索システムを使用して、必要に応じて判例情報の調査を行った。

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ上の法規集の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付した。また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

平成 26 年 11 月末以降の照会回答案件等に関する情報を追加するなど、行政書士関係法令先例総覧 CD-ROM の改訂作業を行い、各単位会に宛て配付した。あわせて、単位会照会に対する本会回答事例をグループウェア J-MOTTO に掲載し、各役員及び各単位会の閲覧に供した。

4 各単位会に対する監察活動の支援

「平成 27 年度行政書士制度広報月間の実施について」（平成 27 年 8 月 5 日付・日行連発第 368 号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、昨年度と同様に産業廃棄物収集運搬業の許可申請業務等に関する調査を奨励した。

あわせて「月刊日本行政」H27. 10 月号（No. 515）に寄稿として「広報月間によせて」を掲載し、各単位会の協力を求めた。

5 行政書士制度違反行為の防止

単位会等からの照会等について、会長より諮問を受け、調査研究の上、回答した。

【第一業務部】

1 行政書士の許認可業務に関する調査研究

各種許認可申請における行政書士業務について、部門毎に関係省庁や機関に対して情報収集や折衝を行い、また単位会を通じ各地域の現状を調査し、許認可申請における課題の洗い出しを行

うとともに問題の改善に努めた。

<運輸交通部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 平成28年1月からのマイナンバー制度の開始に伴い、マイナンバーを記入するよう自動車重量税還付申請書の様式が変更となったことについて国土交通省及び軽自動車検査協会から周知依頼があったことを受け、それぞれ平成27年8月3日及び12月4日付け文書にて各単位会に周知した。
- (2) 国土交通省による OSS の全国展開に先駆けて「OSS を代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民に浸透させる必要があるとして平成 25 年度に開始した「日行連自動車登録 OSS センター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した。
- (3) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請」を作成し、平成 28 年 3 月 31 日付けで中央研修所研修サイトに登載した。また、平成 28 年度のビデオ・オン・デマンド研修のテーマとして「貨物運送事業」を取り扱うこととし、カリキュラム案を策定した。
- (4) 平成 27 年 10 月の「規制改革ホットライン」集中受付に際し、規制改革委員会からの協力要請を受け、特殊車両通行許可に係る規制緩和要望を取りまとめた。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 平成27年5月15日から6月14日にかけて総務省行政管理局が行った国の行政手続のオンライン利用に関するパブリックコメントにおいて、現在稼働中の自動車の新車新規登録申請の問題点等について意見を提出した。
- (2) 国土交通省による OSS の全国展開に備え、会員が OSS の基礎知識の習熟を図れるよう、「月刊日本行政」H28.2月号 (No.519) から3号にわたり「自動車保有関係手続のワンストップサービスと日行連 OSS システムの基礎知識」を連載した。
- (3) 国土交通省より、平成 28 年 1 月 4 日にサービス開始となる同省新 OSS ポータルサイトの機能確認の協力依頼があり、その対象となる一括利用者に対し単位会を通じて案内を行った。
- (4) 平成29年のOSS対象手続の中間登録への拡大を見据え、日行連OSSシステムの小規模運用を継続し、さらに中間登録へ対応するようシステム改修を行った。

3 関係省庁及び関係団体との連携強化

- (1) (一社) 日本自動車販売協会連合会総会懇親会へ出席し、情報収集を行った。
- (2) 平成 28 年 1 月 20 日に (一財) 自動車検査登録情報協会を訪問し、共同申請システムに係る現在の取組み状況について伺い、(公財) 自動車情報利活用促進協会の設立に係る情報を得た。
- (3) 国土交通省自動車局自動車情報課より平成 28 年 3 月 11 日付けで「自動車の登録業務の一部移管について」の周知協力の依頼があったため、平成 28 年 3 月 18 日付け文書にて各単位会に周知した。

<建設・農地部門>

1 関係省庁及び関係団体との連携強化、情報収集

- (1) 林野庁からの依頼を受け、平成 27 年 5 月 13 日付け文書にて、「森林の土地の所有者届出制度」について、行政書士業務であるとして各単位会を通じ会員に周知した。
- (2) 農林水産省からの依頼を受け、平成 27 年 8 月 21 日付け文書にて、全国新規就農相談センターの事業である「農の雇用事業」について、各単位会を通じ会員に周知した。
- (3) 平成 27 年 12 月 18 日開催の国土交通省による「第 5 回社会保険未加入対策推進協議会」に出席し、建設業における社会保険未加入対策の情報収集を行った。
- (4) 平成 27 年 12 月 21 日開催の農林水産省による「第 3 回農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」に傍聴参加し、農地転用における諸課題等についての情報収集を行った。
- (5) 平成 27 年 8 月 28 日の農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員の選出方法が変更されたことを受け、当該委員への行政書士登用を推進すべく、平成 27 年 12 月 28 日付け文書により各単位会に自治体への働きかけを呼びかけた。
- (6) 平成 28 年 2 月 2 日に国土交通省土地・建設産業局建設業課と意見交換を行い、「解体工事業の今後の取扱い」「緑地育成工事の概念」「杭打ち工事データ改ざん事件発生後の対応」「社会保険未加入対策に関連する「行政指導書」の誤送付後の対応」「許可要件に係る技術資格」「経營業務の管理責任者の研修」等について協議を行い、建設業経營業務の管理責任者研修制度の創設に向けた提言を行った。
- (7) 平成 28 年 3 月 2 日に農林水産省経営局農地政策課及び農村振興局農村政策部農村計画課と意見交換を行い、「遊休農地所有者等に関する権利調査業務」「改正農業委員会法」「農振法」「農地転用許可事務実態調査」について協議を行った。今後も継続して協議を行っていくことを確認した。
- (8) 平成 28 年 3 月 2 日に財務省理財局国有財産業務課を訪問し、「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」（平成 16 年 11 月 1 日付・財理第 3936 号）における「現況実測平面図」の作成者としての行政書士の取扱いについて協議した。
- (9) 平成 28 年 3 月 9 日に（一財）建設業振興基金の担当者が来館し、建設業界で活用されることが望まれる補助金・助成金申請について意見交換を行い、今後も継続して協議を行っていくことを確認した。
- (10) 業種区分として「解体工事」が新設されたことに伴う各種様式の改正等を定めた「建設業法施行規則の一部を改正する省令」が平成 28 年 6 月 1 日から施行されることについて、平成 28 年 3 月 10 日付け文書により、各単位会へ周知協力依頼を行った。
- (11) 平成 28 年 3 月 2 日に農林水産省と意見交換会を行った際、如何なる場合に行政書士が利害関係を有する者に該当するか確認した結果を、平成 28 年 3 月 24 日付け文書により各単位会に報告し、各会員への周知を依頼した。
- (12) 建設産業の担い手を確保・育成するため、各建設事業者が「適正な価格による工事発注」に取り組むよう周知協力を求める国土交通省発出文書について、平成 28 年 3 月 30 日付け文書により、各単位会へ周知協力依頼を行った。

2 新規業務獲得等に向けた実務研究の推進

- (1) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして「農地法関連手続きの基礎」及び「建設業許可申請の基礎知識」を作成し、それぞれ平成 28 年 1 月 5 日付け、2 月 5 日付けで中央研修所研修サイトに登載した。

- (2) 土地・農地関係業務及び建設関係業務に関する政策や法改正について研究し、その成果を「月刊日本行政」H28.1月号(No.518)から同3月号(No.520)において、「日本の農業を再確認する ～TPP 妥結を受けて～」 「建設業「経營業務の管理責任者」についての考察」 「日本の農業を再確認する ～遊休農地に関する措置～」 と題して掲載した。

<警察・環境部門>

1 関係省庁及び関係団体との連携強化、情報収集

- (1) 平成 24 年度からの継続対応として(公社)日本ナショナル・トラスト協会と提携し、相互のホームページにバナーを設置した。
- (2) 警察庁によるパブリックコメントへの対応として、平成27年10月16日付けで「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」及び「特定遊興飲食店営業の定義の解釈案」に対する意見を提出した。
- (3) 民泊サービスへの対応として、平成27年12月21日、平成28年2月29日、平成28年3月14日に厚生労働省及び観光庁が開催した「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」を傍聴し情報収集するとともに、平成28年1月25日に厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課及び観光庁観光産業課を訪問し情報収集を行い、行政書士の活用を求めた。
- (4) 平成 28 年 1 月 25 日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課を訪問し、産廃許可に係る申請書類様式の統一化や標準処理期間、経理的基礎の確認等について意見交換を行った。
- (5) 平成 28 年 1 月 25 日、(公社)全国産業廃棄物連合会を訪問し、産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討等について意見交換を行った。

2 警察・環境関係業務の実務研究

- (1) 産業廃棄物処理業に関する許可申請業務の課題点を調査すべく、各単位会に対してアンケートを実施し、平成 28 年 3 月 28 日付けで結果を報告した。
- (2) 平成 27 年 6 月 24 日改正の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の調査研究結果として、「月刊日本行政」H28.1月号(No.518)に「改正風適法の解説」の記事を掲載し、平成 24 年度に当部門で作成した風俗営業許可申請業務マニュアルの改訂について検討した。
- (3) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして「改正風適法の解説「2015 年(平成 27 年)6 月 24 日改正」」を作成し、平成 28 年 2 月 5 日付けで中央研修所研修サイトに登載した。
- (4) ウォーター・リサイクル工法協会から産業廃棄物処理業の移動式中間処理許可申請に係る協力依頼を受け、各単位会宛に周知した。

<社労税務経営部門>

1 関係省庁及び関係団体との連携強化、情報収集

- (1) 金融庁から依頼を受け、「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成 27 年 7 月改訂版)について(周知依頼)」(平成 27 年 8 月 7 日付・日行連発第 407 号)により、同事例集改訂版を周知した。また、「事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」の周知依頼について」(平成 27 年 8 月 25 日付・日行連発第 452 号)により、同パン

フレットを周知した。

- (2) 国税庁から e-Tax を利用した納税証明書のオンライン請求の利用促進のための周知協力依頼を受け、平成 27 年 10 月 8 日付け単位会長宛文書及び「月刊日本行政」H27. 12 月号 (No. 517) により会員に周知を行った。
- (3) クラウドサービス等の ICT 利活用を推進し、地域の小・中規模事業者を官民連携で支援すべく設立された (一社) クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会について、本会としての中小企業支援をより効果的に行うべく設立時より公的団体会員として加わった。

2 中小企業支援等に関する調査研究

- (1) 平成 28 年 3 月 1 日に東京コンファレンスセンター・品川 (東京都港区) にて、中小企業支援フォーラム「企業価値を高め、未来へつなげる中小企業支援～創業から発展、そして事業承継へ～」を東京会との共催で開催した。
- (2) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして「中小企業支援のための労務管理知識」を作成した。

3 社労業務の円滑推進

- (1) 社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」H27. 9 月号 (No. 514) で周知し、希望会員に対して証明書を発行、各単位会を通じて配付した。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会保険労務士法別表第 1 に同法が加えられたことから、平成 28 年 4 月 1 日より新たに労働者 301 人以上の大企業に求められる同法上の義務等について、平成 27 年 10 月 22 日付け文書にて各単位会を通じ経過措置会員に対し周知を行った。
- (3) 経過措置会員が行う社労業務におけるマイナンバーの取扱いに関する情報について、平成 27 年 10 月 22 日付け文書にて各単位会を通じて会員に周知するとともに、「月刊日本行政」H27. 12 月号 (No. 517) でも周知した。

【第二業務部】

1 所管業務についての研究

- (1) マイナンバーに関する研究について、研究の成果を「マイナンバー法の概要と行政書士の実務対応～企業法務の観点から～」と題し、「月刊日本行政」H27. 12 月号 (No. 517) から H28. 2 月号 (No. 519) の 3 号にわたり連載した。
- (2) 平成 27 年 9 月 14 日付け文書にて、成年被後見人のマイナンバー通知カード受領に関する注意事項について、単位会を通じて会員に周知した。
- (3) 「個人番号カード」から「マイナンバーカード」への名称変更を本会ホームページに掲載し、情報発信を行った。
- (4) (一財) 日本情報経済社会推進協議会 (以下、「JIPDEC」という。) が行う ROBINS 事業について、行政書士が関与することの推進を図り、平成 27 年 10 月 5 日に行われた「JIPDEC サイバー空間シンポジウム～マイナンバー法における法人番号活用に向けて～」に参加し、情報収集を行った。また、平成 27 年 12 月 17 日に行われた交流会に参加し、JIPDEC の事業に関わる民間の団体や企業等と情報交換を行った。

- (5) 定期借家推進協議会からの依頼を受け、定期借家制度について解説したリーフレット「住まいの選択肢が広がる定期借家制度」について、本会ホームページの会員サイトに掲載するとともに単位会を通じて会員に周知した。
- (6) 国土交通省による「所有者の所在の把握が難しい土地の探索・利活用のためのガイドライン」作成のためのヒアリングへの対応を行った。その結果、最終答申には行政書士の利活用について盛り込まれることとなった。
- (7) 平成 27 年 12 月 12 日の日本弁護士連合会による「家事法制シンポジウム～相続紛争の解決はいかにあるべきか～」に参加し、相続法制に関する情報収集を行った。
- (8) 国税庁に対し、同庁ホームページにあった認定 NPO 法人制度に関する記載の是正を求め、是正を実現した。
- (9) 単位会からの権利義務・事実証明に関する照会案件に対する回答を行った。
- (10) 地縁団体の設立に関する手続きについて、本会ホームページに情報を掲載し、行政書士業務の PR を行った。

2 成年後見制度の普及

- (1) 平成 27 年 8 月 21 日に参議院議員会館で行われた自由民主党・公明党による「成年後見制度利用促進法案等に係る報告会」に出席し、成年後見制度における行政書士の活用について要望を行った。
- (2) 総務省自治行政局行政課及び最高裁判所事務総局家庭局を訪問し、(一社)コスモス成年後見サポートセンター(以下、「コスモス」という。)の事業の報告やその他、行政書士の成年後見制度における活動と関わりについて説明を行った。
- (3) コスモスが主催した特別研修「任意後見契約」の開催について、本会ホームページの会員サイトに掲載し会員に周知した。
- (4) 平成 28 年 1 月 27 日、秋葉原コンベンションホールにて、「成年後見制度シンポジウム～介護の実態と成年後見制度における行政書士の役割～」を開催し、行政書士制度と成年後見制度の広報活動をコスモスと共催で行った。大学教授と介護経験者による講演、及び行政書士会員による事例発表を行い、当日は行政書士会員のみならず、他の資格者、福祉・介護職関係者、会社員、団体職員、大学教員等、総勢 288 名に対し、成年後見制度の啓発と本会の制度への取組みについて紹介を行った。

【第三業務部】

1 国際業務の発展に係る提言・要望

法務省による「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について」及び「高度人材外国人に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の改正について」等のパブリックコメント募集において、意見書を提出した。

2 在日外国人、在日外国大使館等に対する行政書士制度の認知推進

- (1) 在日本国大韓民国大使館領事部を訪問し、韓国戸籍法改正に伴う家族関係証明書等の代理交付に係る申請書変更の要望を行った。
- (2) 中国語・韓国語に翻訳した行政書士業務紹介パンフレットを作成し本会ホームページの会員

サイトに掲載した。

- (3) 関東地方協議会と共催し、東京入国管理局及び東京入国管理局の一部の支局・出張所等において「外国人を対象にした無料相談会」を実施した。

3 国際業務に関する情報収集・提供

- (1) 弁護士の山脇康嗣氏を講師に迎え、平成28年2月26日に「国際業務に関するセミナー」を開催した。サブタイトル「これまでの入管業務の「常識」を打ち破り、新たな専門的ステージに～新時代の行政書士業務のあり方を考える～」として今後の行政書士業務の具体的な課題について、ビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして収録し中央研修所研修サイトへ掲載した。
- (2) (一財)日本国際協力センターからの要請を受け、各関係単位会の協力を得て、日系人就労準備研修事業への講師派遣等に対応した。
- (3) (公財)海外日系人協会からの要請を受け、関係単位会の協力を得て、平成28年3月22日に「在日日系人のための生活相談員セミナー」の無料相談会に対応した。
- (4) 申請取次行政書士管理委員会との合同会議を開催し、国際業務の発展のため互いに効率的な事業推進を図るべく協議を行った。
- (5) 入管業務に関する設問集を作成し、その一部を「月刊日本行政」H28.3月号(No.520)に掲載した。

4 関係省庁・関連団体等との協力関係の推進

- (1) 行政書士の著作権業務に係る法改正の動向を探るため、文化庁文化審議会著作権分科会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会に出席して情報収集を行った。
- (2) 経済産業省、農林水産省、文化庁、その他関係団体を訪問し、行政書士業務に係る意見交換を行った。また、特許庁、(公社)著作権情報センターが主催するセミナーに対応した。
- (3) 知的財産の保護と不正商品の排除に向けた取組みとして、不正商品対策協議会の各種関連イベントへの参画を通じて、情報収集及び行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (4) 日本の音楽文化及び著作権制度の普及・発展のため、(一社)日本音楽著作権協会と協議し、関係を強化した。
- (5) パブリックコメント「知的財産推進計画 2016」の策定に向けた意見募集について、意見書を提出した。

5 知的財産権に係る制度の確立・著作権相談員制度の維持拡大

- (1) 各単位会が実施する著作権相談員の養成を目的とした著作権相談員養成研修に対応するため、基本方針及び効果測定問題を整理し各単位会に送付した。
- (2) 著作権相談員名簿を集約し、各関連団体(文化庁、(公社)著作権情報センター、(一財)ソフトウェア情報センター)へ提出した。あわせて、新規著作権相談員に対し、著作権相談員カードの発行並びに「知的資産業務一覧」「知的資産契約マニュアル」「知的資産業務 Q&A」を配付した。
- (3) 「知的資産経営の活用について(要約版)」を作成し、本会ホームページの会員サイトにて掲載した。

6 知的資産経営支援業務に係る体制の確立

- (1) 経済産業省主催の知的資産経営 WEEK2015 に参画し、平成 28 年 3 月 18 日に「第 1 回日本行政書士会連合会知的資産経営コンテスト」を東京にて開催した。
- (2) 知的資産業務の普及推進・調査研究を目的として、日本知的資産経営学会に賛助会員として参画し研究年次大会に出席した。
- (3) 経済産業省、(独) 中小企業基盤整備機構、(株) 日本政策金融公庫を訪問し、情報収集及び中小企業支援に係る意見交換を行った。また、(独) 中小企業基盤整備機構が主催する事業承継フォーラム等に対応した。

7 新規業務の研究及び情報収集・提供

空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条に基づく協議会の構成員について、総務省及び国土交通省に照会し、行政書士も同協議会に参画しうるものとの回答を得た。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 「事務所の名称に関する指針」について、「特定行政書士」の表示に関する記載を含めた改訂を行い、「事務所の名称に関する指針」の改訂について(平成 28 年 1 月 29 日付・日行連発第 1108 号)にて各単位会へ周知するとともに、本会ホームページの他、「月刊日本行政」H28.3 月号 (No. 520) 及び H28.4 月号 (No. 521) にも掲載して会員への周知を図った。
- (3) 行政書士証票について、耐久性及び質感の向上を図る目的で、プラスチックカード化を計画し、実施した。

2 登録申請書類の審査

- (1) 全体委員会を 3 回、小委員会(審査)を 21 回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。

審査・処理件数は次のとおりである。

平成 27 年度		(参考) 平成 26 年度	
・新規登録	2,490 件	・新規登録	2,505 件
法第 2 条第 1 号該当：	1,782 件	法第 2 条第 1 号該当：	1,841 件
第 2 号該当：	3 件	第 2 号該当：	6 件
第 3 号該当：	1 件	第 3 号該当：	4 件
第 4 号該当：	27 件	第 4 号該当：	23 件
第 5 号該当：	264 件	第 5 号該当：	235 件
第 6 号該当：	413 件	第 6 号該当：	396 件
・変更登録	3,084 件	・変更登録	2,992 件
・登録抹消	1,789 件	・登録抹消	1,822 件

廃業：	1,501件	廃業：	1,490件
死亡：	270件	死亡：	315件
法第2条の2第2号該当：	4件	法第2条の2第2号該当：	2件
法第2条の2第3号該当：	3件	法第2条の2第3号該当：	1件
法第2条の2第4号該当：	4件	法第2条の2第4号該当：	7件
法第2条の2第5号該当：	0件	法第2条の2第5号該当：	0件
法第2条の2第7号該当：	1件	法第2条の2第7号該当：	2件
法第2条の2第8号該当：	1件	法第2条の2第8号該当：	1件
法第7条第2項該当：	5件	法第7条第2項該当：	4件
・行政書士法人の成立届	54件	・行政書士法人の成立届	40件
・〃 変更届	204件	・〃 変更届	137件
・〃 合併届	0件	・〃 合併届	0件
・〃 入会届	20件	・〃 入会届	11件
・〃 退会届	2件	・〃 退会届	7件
・〃 解散届	9件	・〃 解散届	8件
・〃 清算終了届	4件	・〃 清算終了届	6件

(2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

3 マイナンバー制度への対応

マイナンバー制度の発足に伴う登録業務への影響等について調査検討し、喫緊の対応は要しないとの判断を行った。

4 登録システムの再構築

これまでの登録システムについて、システムの老朽化、特定行政書士の付記等への対応の必要から再構築を推進・完了し、平成27年11月より、新たな登録システムによる運用を開始した。

5 特定行政書士付記への対応

特定行政書士法定研修修了者に対し、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行を行った。また、関連する行政書士登録事務取扱規則、行政書士法人届出事務取扱規則及び行政書士登録事務取扱規則様式の一部を改正し、対応を図った。

6 行政書士証票の更新制に向けた検討・調整

特定行政書士付記の行政書士証票の発行等が優先的対応事項であったことから、更新制についての検討調整は見送った。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

- (1) 出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、法務省入国管理局入国在留課と、入管法施行規則に関する解釈等についての協議を行う等連携強化を図った。
- (2) 平成27年8月20日及び平成28年1月30日、第三業務部国際部門との合同会議を行い、改正入管法に係る会員への周知事業等、国際業務発展のため互いに効率的な事業推進を図るべく協議を行った。

2 委員会規則に係る調査及び対応

「申請取次行政書士の届出に関する審査基準及び申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応した。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、行政書士申請取次事務研修会（計6回）及び行政書士申請取次実務研修会（計6回）を開催し、適正な申請取次行政書士制度の理解浸透及び普及に努めた。
- (2) 本会ホームページの会員サイトに掲載している入国・在留審査要領を更新し、会員に対する申請取次業務の便に供した。
- (3) 申請取次行政書士による適正業務の推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、会員が講義内容をより深く理解できるようテキストの改訂及び効果測定問題の策定を行った。
- (4) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして「申請取次研修会効果測定用設問集の解説」を作成した。

4 各地方入国管理局、申請取次行政書士管理責任者との連絡調整

- (1) 平成27年11月19日、行政書士申請取次事務研修会（広島）の開催にあわせ、法務省広島入国管理局を訪問した。
- (2) 平成28年2月19日、行政書士申請取次実務研修会（大阪）の開催にあわせ、法務省大阪入国管理局を訪問した。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革等への対応

- (1) 平成27年10月の「規制改革ホットライン」集中受付に際し、業務部等の協力のもと、特殊車両通行許可に係る規制緩和要望等を取りまとめ、意見書を提出した。
- (2) 内閣府の規制改革会議委員である中央大学法科大学院安念潤司教授を訪問し、提出された意見書の取扱い等について意見交換を行った。

【電子申請推進委員会】

- 1 電子証明書の発行・失効にかかる管理・支援
 - (1) セコムトラストシステムズ（株）と連携を取りながら、行政書士電子証明書の発行・失効にかかる管理・支援への対応を進めた。
 - (2) 毎月行政書士電子証明書の取得状況を確認した。
- 2 電子代理申請及び行政書士電子証明書の普及推進活動

行政書士電子証明書の今後の展開を検討するため、セコムトラストシステムズ（株）と協議を行い、今後も利用拡大を進めることとした。
- 3 ICT関連情報の収集及び省庁・関係団体等との連携・セミナー等への参加
 - (1) （一社）行政情報システム研究所の通常総会、電子認証局会議の総会及び理事会、その他関係団体が主催する会議、セミナーに参加し、情報収集した。
 - (2) 総務省、JIPDEC、セコムトラストシステムズ（株）と情報交換した。
 - (3) JIPDECからの要請で、「マイナンバー制度の民間利活用に関する研究会」に参加し、調査研究を行った。
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの作成

総務省行政管理局奥田管理官及び本会伊藤専務理事を講師に迎え、各々「電子政府と行政手続・マイナンバー制度」について、「電子政府と行政手続における行政書士業務の影響」について、平成28年1月26日にビデオ・オン・デマンド研修のコンテンツとして収録し中央研修所研修サイトに登載した。

【行政書士制度あり方検討委員会】

- 1 行政書士制度全般についての調査研究

会長からの諮問を受けて、行政書士制度の調査研究及び制度上の問題に対する対応を図るための専門的な部署としての「制度調査室」の設置について、その早期実現へ向けた調査研究を行い、結果を会長宛てに答申した。
- 2 行政書士制度の発展に資する組織体制・組織運営の調査研究

会長からの諮問を受けて、事務局体制を含めた本会の組織体制・組織運営のあり方について検討を行い、各業務部において所管する業務量の不均衡の解消及び各業務部の対外的に不明瞭な名称、役員の呼称を適正なものに改正すべきとの結果を会長宛てに答申した。

【裁判外紛争解決機関推進本部】

- 1 単位会のADR機関設立運営等に係る協力
 - (1) 行政書士が行うADRに関する理解促進及び手続実施者養成に係る支援の一環として、平成27年12月、行政書士ADRセンター東京の協力のもと模擬調停の収録を行うとともに、平成28年1月、東京・埼玉・岡山・山口・香川各単位会の協力のもとADRビデオ講座（「法律編」「敷金返還・

原状回復」「自転車事故」計9コマ)の収録を行い、ビデオ・オン・デマンド研修用コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

- (2) 平成28年3月、中央研修所と連携し、(公社)日本仲裁人協会のレビン小林久子理事を講師に迎え、平成27年度ADR調停人候補者スキルアップ研修(基礎編)を開催し、単位会ADR事業の推進を図った。
- (3) 平成27年11月12日、ADR認証取得単位会検証実施報告会を開催した。各単位会ADRセンターにおける運営状況の把握並びに課題等について協議し、今後の各単位会への支援のあり方について検討した。
- (4) 宮城会、奈良会が法務大臣への認証申請を行ったことを受け、両単位会に対し、会の経済的負担を軽減し今後のADR事業推進を支援するべく助成措置を講じた。また、平成27年4月10日に山口会が、同年8月24日に大阪会がそれぞれ法務省の認証を取得し、認証取得単位会は、東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川とあわせて13単位会となった。

2 関係機関・団体等との連絡調整と連携強化

- (1) 仲裁ADR法学会、日本ADR協会等のADR関係機関・学術団体が主催する会議等に参加し、意見交換及び情報収集を行った。
- (2) 平成27年11月11日、モンゴル法整備支援に係るシンポジウムに対応し、海外におけるADR制度の法整備及び運用等について理解を深めた。
- (3) 平成27年12月5日、司法アクセス学会が主催する学術大会に対応した。

3 PR 活動の推進

認証取得単位会に対し、地元での対外的なPR活動が効果的に展開できるよう助成及び協力推進を図った。

4 ADR 事業推進に係る調査研究

- (1) ADR代理権の取得に関し、関係機関等を訪問して情報収集を行うとともに、今後の具体的な方針について検討した。
- (2) 「障害者差別解消法」に基づく対応指針案に関する意見公募について対応した。
- (3) レビン小林久子氏の協力のもと、今後の手続実施者養成研修カリキュラム及び調停人スキル基準の策定に係る検討を行った。
- (4) ADR認証取得単位会を対象とした業務過誤賠償責任保険の加入を継続し、一層の制度補完を図った。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- (1) 制度の維持発展のため必要な法改正について検討し、新たな法改正要望項目表について調整した。
- (2) 法律関係に関する文書の作成権限を明確化する旨の司法書士法の一部改正に対する反対活動を推進するべく、理事会にて決議するとともに、「月刊日本行政」H28.1月号(No.518)に会長

トップメッセージとして反対声明を掲載した。

- (3) 成年後見制度利用促進、OSS 適用拡大等に関する要望書を調整し、各党議員連盟関係議員との会合等に出席して要望活動を行った。
- (4) 平成 28 年 3 月 25 日に日政連関係役員との合同会議を開催し、法改正の実現に向けた今後の対応等について協議を行った。
- (5) 特定行政書士誕生に係る報告と御礼のため関係議員を訪問した。

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
災害で被害を受けた単位会に対する支援の範囲・内容について検討を行った。
- 2 福島における被災者相談センターの継続運用
平成 23 年 10 月に開設した福島県郡山市の「日本行政書士会連合会被災者相談センター（福島事務所）」を継続して運用し、原子力損害賠償請求をはじめ、被災者の生活に密接にかかわる案件まで、無料での相談に応じた。また、より長い目で見た復興支援のため、福島事務所を福島会事務局内に移転し、平成 27 年 11 月 11 日より新たな体制で業務をスタートした。
- 3 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による相談業務への協力継続
政府の原子力損害賠償・廃炉等支援機構が行う仮設住宅への巡回相談、同機構本部で行う電話相談に福島会の協力を得て会員を派遣し、継続して支援体制を取った。
- 4 大規模災害等への対応
大規模災害への対応として、災害見舞金及び義援金に係る規定の整備や災害対策マニュアルの見直しについて検討を進め、それぞれ担当部署を決めて対応することとした。あわせて BCP（事業継続計画）の策定について、その必要性も含めて検討した。

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の執行
平成 27 年 5 月 29 日に会長選挙の告示を行い、6 月 1 日の立候補届出締切日までに、田後 隆二 会員（神奈川会）、中西 豊 会員（東京会）、遠田 和夫 会員（佐賀会）の計 3 名より立候補の届出があった。6 月 18 日開催の平成 27 年度定時総会において 3 名の候補者による選挙を執行した結果、遠田会員が当選し、委員長より同会員に対し当選証書を交付し、会長選挙を終了した。
- 2 平成 29 年度会長選挙における実施形態の検討
平成 27 年度会長選挙における選挙管理委員会ホームページの設置・運営等を含めて、平成 29 年度会長選挙における実施形態について検討した。

【道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会】

1 自動車保有関係手続きに関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

- (1) OSS適用拡大に係る対応について、行政書士法第19条及び同法施行規則第20条改正反対を掲げ、関係省庁と協議を行うとともに、今後の対応方針案について検討した。また、自動車保有関係手続きを巡るこれまでの経緯について整理し、理事会にて報告した。
- (2) OSS稼働地域における業務の実情を把握するべく実務者を招聘し、ヒアリングを行った。自動車登録手続き（OSS利用）の実態の把握及び紙申請とOSS申請による代行手数料の比較調査を行うべく、全国の自動車ユーザーを対象としたWEBアンケートを実施した。

【改正行政書士法対応委員会】

1 特定行政書士制度の推進

平成27年度の実施結果を分析しつつ、平成28年度における特定行政書士法定研修の実施形態等について検討を行った。

2 PR活動の推進

特定行政書士の誕生にあわせて、特定行政書士PRのためのリーフレットを作成した。また、1月の新年賀詞交歓会の実施に際しては、特定行政書士誕生記念式典を併催するとともに、来場者に作成したリーフレットを配付した。さらに、作成したリーフレットを各単位会にも送付するなど特定行政書士制度のPRに努めた。

【中央研修所】

1 会則第62条の3第一号研修の実施

(1) 法定業務研修の実施

①法定業務研修としての認定

法定業務研修について、単位会からの認定申請を審査し、認定を行った（のべ8単位会による研修実施）。また、当該研修実施後の各単位会からの申請に基づき、修了証書を発行した。

(2) 申請取次関係研修の実施

①申請取次行政書士管理委員会と連携し、行政書士申請取次事務研修会を次のとおり開催した。

平成 27 年 5 月 21 日（大 阪）	238 名受講
平成 27 年 7 月 10 日（札 幌）	79 名受講
平成 27 年 9 月 18 日（東 京）	359 名受講
平成 27 年 11 月 19 日（広 島）	107 名受講
平成 28 年 1 月 29 日（名古屋）	135 名受講
平成 28 年 3 月 18 日（東 京）	234 名受講

②申請取次行政書士管理委員会と連携し、行政書士申請取次実務研修会を次のとおり開催した。

平成 27 年 4 月 17 日（福 岡）	118 名受講
平成 27 年 6 月 22 日（東 京）	441 名受講
平成 27 年 8 月 21 日（名古屋）	236 名受講
平成 27 年 10 月 22 日（仙 台）	87 名受講

平成 27 年 12 月 11 日（東 京） 416 名受講

平成 28 年 2 月 19 日（大 阪） 248 名受講

（３）ADR 研修の実施

裁判外紛争解決機関推進本部の研修企画を受け、各単位会の調停人（手続実施者）候補者のスキルアップを図るため、（公社）日本仲裁人協会のレビン小林久子理事を講師に招聘し、対話促進型（自主交渉援助型）に係る理論・技法・ロールプレイ演習に関する基礎を学ぶ「平成 27 年度 ADR 調停人候補者スキルアップ研修（基礎編）」を次のとおり実施した。

平成28年3月9日～11日（東 京） 22名受講

（４）業務関係研修

第一業務部、第二業務部、第三業務部、申請取次行政書士管理委員会、電子申請推進委員会、裁判外紛争解決機関推進本部からの研修企画を受け、収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修用コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

（５）司法研修の実施

- ①次年度における専修大学大学院での科目設定について、大学院側との間で協議した結果、平成 28年度の科目設定について「法律学応用特論「家事審判及び要件事実論」」（2単位・15コマ）を開設することとした。なお、大学側の要望で最低開催人数が30名と設定されたことを受け、今回14名の受講希望会員より願書の提出がなされたが、実施は見送られることとなった。
- ②各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、単位会に委託して地方の大学院との提携を推進した。また、近隣単位会会員の受講受入れに関し、案内媒体に「月刊日本行政」を活用するとともに、窓口単位会に対し「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

（６）能力担保研修の実施

①特定行政書士プレ研修

従来、特別研修＜行政法＞として実施していた研修を発展的に改編し、「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、行政手続法（講師：山田洋一橋大学大学院教授）、行政不服審査法（講師：橋本博之慶應義塾大学大学院教授）、行政事件訴訟法（講師：白藤博行専修大学法学部長・教授）の三講義の収録を行い、確認テスト（30問）とともに、ビデオ・オン・デマンド研修用コンテンツとして登載した。

②特定行政書士ブラッシュアップ研修

従来、特別研修＜行政法＞として実施していた研修を発展的に改編し、特定行政書士が、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務について、円滑に遂行するために必要な知識及び実務能力の涵養を目的とし、許認可分野における不服申立手続きのシミュレーション、事例研究、手続書面（申立書等）作成等についての習熟を目指す「特定行政書士ブラッシュアップ研修」として、以下のとおり実施した。

平成28年 2月8日・9日（①東京、②東京）

①講師：野村創弁護士 165名受講

②講師：山下清兵衛弁護士 76名受講

平成28年 2月15日・16日（③東京）

③講師：野村創弁護士 136名受講

平成28年 2月25日・26日（④愛知、⑤大阪）

④講師：南淵聡弁護士 101名受講

⑤講師：藤代浩則専修大学法科大学院教授・弁護士 128名受講

平成28年 3月28日・29日（⑥北海道、⑦福岡）

⑥講師：藤代浩則専修大学法科大学院教授・弁護士 43名受講

⑦講師：白藤博行専修大学法学部長・教授 85名受講

（7）新規業務等に対応する研修の実施

事業項目を設定し、社会情勢に応じ、新規業務や緊急性がある研修を機動的に開催すること等に備えた。

（8）コンプライアンス研修の実施

隣接法律専門職種である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、憲法に関し科目設定を行い、「行政書士のための憲法」として（株）法学館／伊藤塾の伊藤真塾長を講師に招聘し、講義を収録の上、ビデオ・オン・デマンド研修用コンテンツとして登載した。

2 会則第62条の3第二号研修の実施

平成26年12月27日施行の改正行政書士法に基づき、特定行政書士になるために必要となる法定研修の実施について対応を行った。具体的には以下のとおり。

（1）募集

平成27年5月1日（金）より6月5日（金）まで受講者を募集し、3,954名の申込みがあった。なお、募集に際しては、特定行政書士特設サイトを開設、実施要項・申込書を掲載するとともに、各単位会の講義開催クール情報、審査会場等の情報を発信した。

（2）講義の実施

原則各コマ60分間として講義収録を行い、講義DVDを作製した。なお、各科目の担当講師は、以下のとおり。

行政法総論：白藤博行専修大学法学部長・教授

行政手続法：山田洋一橋大学大学院教授、総務省行政管理局副管理官

行政不服審査法：橋本博之慶應義塾大学教授、総務省行政管理局副管理官

要件事実・事実認定論：二宮照興・志賀剛一・流矢大士各弁護士

特定行政書士の倫理：奥国範・甲斐順子・野村創各弁護士

講義は、各単位会にて開催（全9科目、総講義時間は18時間。DVD視聴による集合研修として実施）し、受講者3,638名のうち、3,578名が全講義を受講した。実施に先立ち、本会から各単位会に宛て、受講者名簿、講義DVD、研修テキスト等を提供し対応した。なお、研修レジュメは原則各クールの初日に受付にて配付した。また、身障者等特例対応が必要な会員については、まず本会事務局で会員からの申出を受け付け、その後所属単位会との連絡調整等の対応を行った。

（3）審査の実施

審査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。審査も講義と同様、各単位会にて実施。10月4日（日）の審査は、講義受講を完了した3,517名が受験し、受験者の69.04%にあたる2,428名が修了した（修了日は平成27年12月4日）。実施に先立ち、本会から各単位会に宛て、審査問題、答案マークシート等を厳封提供し対応した。

3 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

インターネットを活用した研修システムである「日本行政書士会連合会中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）」コンテンツとして以下の講座を追加登載した。

- ①＜農地・土地開発＞農地法関連手続きの基礎
- ②＜その他＞行政書士ADR模擬調停「敷金返還・原状回復に関する紛争事例」
- ③＜建設業・経審＞建設業許可申請の基礎知識
- ④＜風俗・各種営業＞改正風適法の解説「2015年（平成27年）6月24日改正」
- ⑤＜その他＞電子政府と行政手続・マイナンバー制度
- ⑥＜その他＞電子政府と行政手続及びマイナンバー制度が行政書士業務に与える影響について
- ⑦＜外国人関連＞国際業務に関するセミナー「これまでの入管業務の「常識」を打ち破り、新たな専門的ステージに ～新時代の行政書士業務のあり方を考える～」
- ⑧＜ADRビデオ講座＞法律編（1）「債務名義と合意書の既判力」
- ⑨＜ADRビデオ講座＞法律編（2）「ADRに関する特有の法律問題」
- ⑩＜ADRビデオ講座＞法律編（3）「調停調書及び合意書の作成」
- ⑪＜ADRビデオ講座＞専門編（A）自転車事故分野（1）「道路交通法」
- ⑫＜ADRビデオ講座＞専門編（A）自転車事故分野（2）「損害賠償論」
- ⑬＜ADRビデオ講座＞専門編（A）自転車事故分野（3）「保険論」
- ⑭＜ADRビデオ講座＞専門編（B）敷金返還・原状回復分野（1）「ガイドライン」
- ⑮＜ADRビデオ講座＞専門編（B）敷金返還・原状回復分野（2）「ケーススタディ」
- ⑯＜ADRビデオ講座＞専門編（B）敷金返還・原状回復分野（3）「法令」
- ⑰＜運送・自動車＞特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請
- ⑱＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修①東京
- ⑲＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修②東京
- ⑳＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修③東京
- ㉑＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修④愛知
- ㉒＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修⑤大阪
- ㉓＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修⑥北海道
- ㉔＜特定行政書士ブラッシュアップ研修＞
平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修⑦福岡
- ㉕＜行政書士のための基礎法律研修＞①行政書士のための憲法
- ㉖＜中小企業支援＞中小企業支援のための一般労務管理知識（労働基準法）
- ㉗＜中小企業支援＞中小企業支援フォーラム 企業価値を高め、未来へつなげる中小企業支援～創業から発展、そして事業承継へ～
- ㉘＜外国人関係＞申請取次研修会効果測定用設問集の解説

○関連団体

＜有限会社 全行団＞

名 称：有限会社 全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 10 階

資 本 金：3,150,000 円

事業内容：

- (1) 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- (2) ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役 1 名、取締役 4 名、監査役 1 名

従業員数：5 名

持株比率：(出資状況) 日行連 18 株 (28.6%)、地方協議会 45 株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和 59 年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団(事業団)」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行う上で、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成 8 年「(有) 全行団」として新たに組織された。

<一般財団法人 行政書士試験研究センター>

名 称：一般財団法人 行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階

基本財産：50,000,000 円 (設立時)

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- (4) その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 6 名、監事 2 名、評議員 14 名

従業員数：9 名

本会との関係：平成 12 年本会の出捐により設立 (出捐金：100,000,000 円)

<一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター>

名 称：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 10 階

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督

- (3) 任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、理事13名、監事3名

本会との関係：平成22年本会の寄付金により設立（寄付金：20,000,000円）